

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

春日井市立岩成台西小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方（春日井市いじめ防止基本方針より）

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめ防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの対応」）に取り組むとともに、学校の内外を問わず、いじめを生み出さない風土をつくることが大切です。本市では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない、放置しない」ための取組を積極的に展開し、児童生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように努めます。また、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童生徒に理解させるとともに、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護がとくに重要であることを認識して進めます。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が一人で抱え込むことのないよう、組織として対応します。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員とします。

（1）「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していきます。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」をもとに年間計画を作成し、教職員の共通理解を図ります。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、いじめ防止対策に努めます。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、「校長室だより」やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信します。

エ いじめや不登校に対する措置

- ・ いじめや不登校が発生した場合、あるいはいじめの疑いや不登校の兆候があるとの情報があつた場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織します。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応します。また、必要に応じて、関係機関（警察署、市役所子ども家庭支援課、児童相談所、民生委員）と連携して対応します。

- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ア 全ての児童生徒が友人や教職員と信頼できる関係の中で、ソーシャルスキルトレーニング（SST）を進めます。
 - ・ 児童同士のかかわりを大切にする学級づくり（スマイルタイム）や、異年齢縦割り集団（岩西フレンズ班）の活動を通じて、互いに認め合い、共に成長していく人間関係を育てます。
 - ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、心の通う対人関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止を進めます。
- ウ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- エ 12月の「人権週間」においては、校長や生徒指導主任からの講話、担任による学級指導を行います。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ア 校内研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、多様化するいじめを積極的に認知することで、いじめの早期発見に努めます。
- イ 教育相談を定期的実施（年3回）するとともに、事前に「教育相談アンケート」を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- エ 「スクールサイン」の活用、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整えます。

(3) いじめへの対処

- ア いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員が一人で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応します。また、関係機関と情報を共有し、連携して対応します。
- イ 被害児童生徒には、「守り通す（寄り添う）」という姿勢でケアや支援を行うとともに、加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。また、問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行います。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。⇒ P 3
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

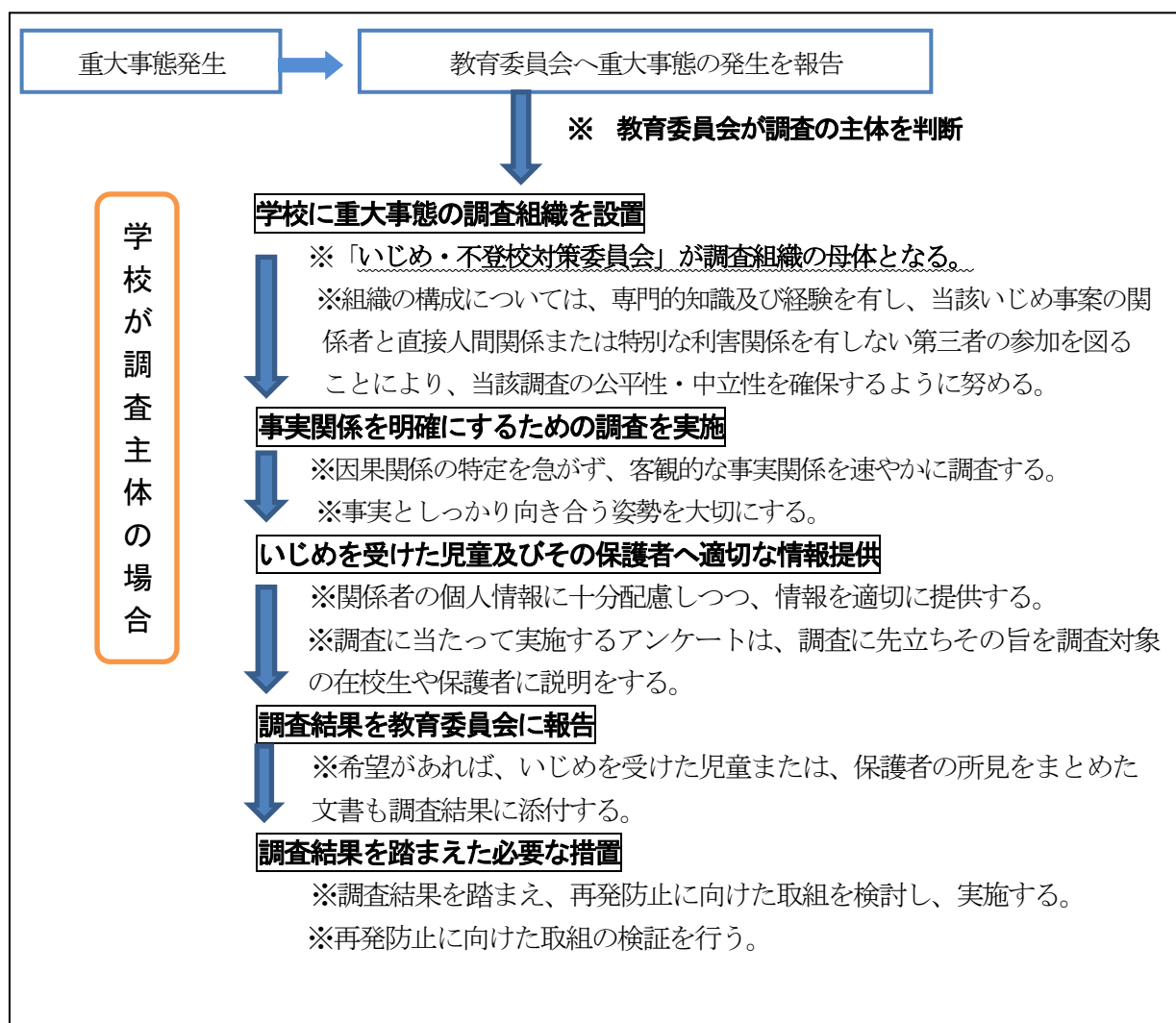
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止対策基本方針をはじめとする、いじめ防止の取組は、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組となるよう、努めます。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組みます。

【重大事態の対応フロー図】



＜令和6年度の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○心の教室相談員やスクールカウンセラーの周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○授業参観 ○PTA総会 ○学級懇談会
5月			○岩西フレンズ集会	○スクールサインの周知	○体育の授業参観
6月		○教職員研修①「児童生徒理解と学級づくり」	○情報モラル指導（ネットモラル） ○岩西フレンズ集会	○Q-Uテスト1回目 ○いじめに関するアンケート 児童「教育相談アンケート」 保護者「いじめのサイン発見チェックリスト」 教職員「教職員の振り返りチェックリスト」 ○教育相談	○学校評議員会
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○ふりかえりアンケート	○個人懇談
8月		○中間評価→検証			
9月			○岩西フレンズ集会	○身体測定	○授業参観 ○学校評議員会
10月			○岩西フェスティバル	○いじめに関するアンケート	
11月		○教職員研修②「ケーススタディ」	○4年福祉体験教室 ○赤い羽根募金活動	○Q-Uテスト2回目 ○教育相談	
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○岩西フレンズ集会		○冬まつり ○個人懇談 ○学校保健委員会
1月			○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○いじめに関するアンケート	○昔遊びの会 ○授業参観
2月		○自己評価 ○学校評価の報告	○岩西フレンズ集会 ○岩西フレンズ解散式 ○6年生を送る会	○教育相談週間	○学校評議員会 （学校関係者評価）
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○スクールカウンセラーによる相談	○あいさつ運動（学期に1回） ○岩西見守りDay

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、早急に対応していく。